

開催日時：2002年11月27日（木） 17:00～21:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 7階 スタジオ2

参加者数：委員10名 委員傍聴2名

## 1 決定事項

- ・各節の作成責任者は、本日の作業部会で出された意見等に基づいて素案を修正する。各作成責任者からの修正案を今本リーダーがとりまとめて修正版を完成させる。庶務はできるだけ早く全委員に発送し、「どうしても納得できない部分」についての意見（少数意見）を照会する。
- ・第15回委員会（12/5）では、河川管理者としての府県との質疑応答も行われるため、提言素案については大幅に修正された箇所の説明を中心に行う。

## 2 主な検討の概要

修正素案 021113 版に関する各委員からの意見及びこれまでの議論、一般からのご意見を踏まえて作成された修正素案に基づいて意見交換が行われた。主な修正についての意見は下記のとおり。

### 2章、3章、4章の節構成

- ・今後の河川整備における環境保全の重要性とポイント（自然環境・生態系の修復、再生、保全）を明確に打ち出すため、2章、3章、4章の節の順番を入れ替え、環境 治水 利水 利用の順に記述する。これに伴い、各章の環境部分の書き出し（「4-5 河川環境計画のあり方」の冒頭文章等）を修正し、「(1) 物理環境」のタイトルと文章を見直す（自然環境の修復、再生、保全を明確に打ち出し、その後そのための施策を説明する、という流れを表現するため）。

### 3-2 新たな治水の理念、4-2 治水計画のあり方

- ・治水の理念転換について、一般、及び自治体が誤解している面があるため、「『水害の連鎖からの脱却』を新たな理念とし、最も重要な目標の一つである『破堤による壊滅的な被害の回避』を緊急に実施する」という記述を「『超過洪水・自然環境を考慮した治水』『地域特性に応じた治水安全度の確保』を目的とする」に修正した。それに対応して4-2に「(2) 自然環境を考慮した治水計画」という項目を新たに設けた。ただし、「超過洪水」という表現については、これまでの議論（計画高水流量を設定せず、あらゆる洪水への対応を目指す）を反映したわかりやすい表現を引き続き検討する。

### 4-6 ダムのあり方

- ・ダム建設についての記述を「原則として抑制」とし、加えて建設される場合の条件を記載
- ・「流域住民」を「住民団体・地域組織などを含む住民」に修正
- ・新たなダムを期待するような誤解を与える「新規ダム」という表現を用いず、計画・工事中のダムについての記述を削除し、合わせて「ダムのあり方」として記述、等の変更を行った。

### 4-8 河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策

第15回運営会議（11/13）での決定（住民意見聴取・反映に関する提言については、主要な部分を集約し、流域委員会提言に盛り込む。なお、住民意見の聴取・反映に関する提言としては、より具体的な検討を進め、3月頃を目途にとりまとめを行う）に基づき、住民意見の聴取・反映に関する提言「3-2 河川整備計画策定時」、「3-3 河川整備計画策定後」を要約し、4-8として追加した。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。